

地球温暖化等に伴う災害リスク増大への適応策の推進

地球温暖化に伴う気候変化により豪雨の頻発や台風の大型化、海面水位の上昇等による水害・土砂災害・高潮災害等の頻発・激甚化、海岸侵食の進行、降雨の変動幅拡大に伴う渇水の深刻化等の災害リスクが増大している。温暖化の進行を即座に止めることは困難であることから、避けられない気候変化の影響に対処するための適応策を推進する

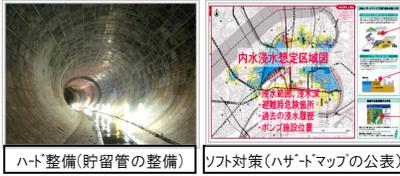
増大する水害リスクへの適応

豪雨の頻発や台風の大型化等に備える

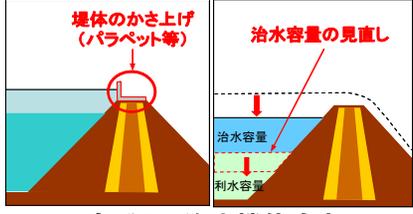
- ▶ 流域対策(土地利用規制・誘導策や流域内貯留施設等)と連携した河川整備
- ▶ 超過洪水に対応する既存ダムの治水機能増強
- ▶ 堤防の信頼性を高める河川堤防緊急対策
- ▶ ハード整備・ソフト対策・自助による下水道の浸水対策



河道と流域の対策の重層的な実施



下水道による総合的な浸水対策の推進

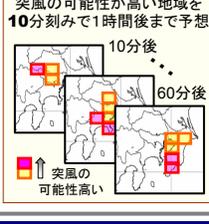


既存ダムの治水機能向上

防災気象情報の高度化

きめ細やかな情報提供

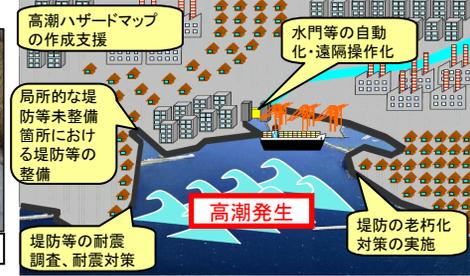
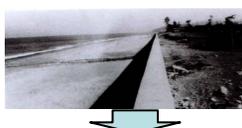
- ▶ 市町村単位の気象警報の提供
- ▶ 突風等に対する、短時間予測情報の提供



海岸侵食や高潮リスク増大への適応策

海面上昇等による海岸侵食や高潮による浸水から国土を守る

- ▶ 海岸侵食等に対応する総合的な土砂管理の取組
- ▶ 砂浜侵食海岸における堤防緊急対策の推進
- ▶ 浸水被害に対し脆弱なゼロメートル地帯等の高潮対策

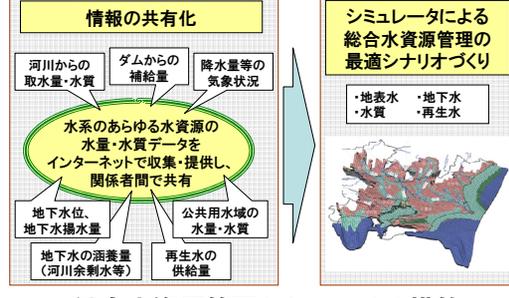


前浜侵食等により倒壊等の危険が高まる堤防 ゼロメートル地帯等における緊急高潮対策

地下水や再生水も含めた総合的な水資源管理の推進

渇水の深刻化等に備える

- ▶ 総合水資源管理シミュレータの構築
- ▶ 地下水流動モデルの構築
- ▶ 量・質等と用途の適切な組合せによる再生水利用の推進



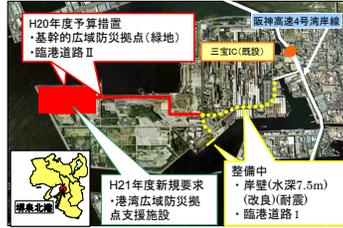
総合水資源管理シミュレータの構築

地震対策の強化

大規模地震等災害発生時の緊急的対応の強化、公共交通インフラ等の耐震化の推進、監視・情報提供体制の強化など、大規模地震等への対応策を推進し、防災・減災対策の強化を図る

大規模地震等災害発生時の緊急的対応の強化

- TEC-FORCEの充実・強化
- 被害拡大防止のための緊急対応を実施
- 基幹的広域防災拠点の整備と運用体制の構築・強化



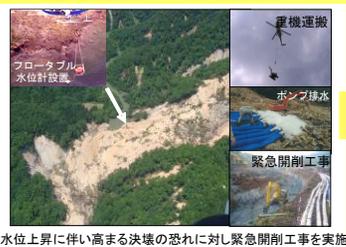
堺泉北港(堺2区) 基幹的広域防災拠点

TEC-FORCEによる緊急対応

- 直轄特定緊急砂防事業の創設
- 河道閉塞(天然ダム)決壊等の土砂災害に対し、一定計画に基づいて短期・集中的に砂防設備を整備

【直轄砂防災害関連緊急事業】

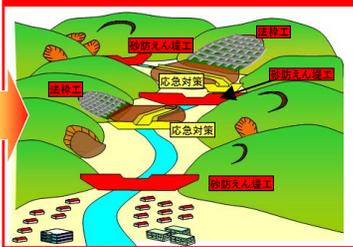
河道閉塞(天然ダム)に対する応急対策



水位上昇に伴い高まる決壊の恐れに対し緊急開削工事を実施

【直轄特定緊急砂防事業】

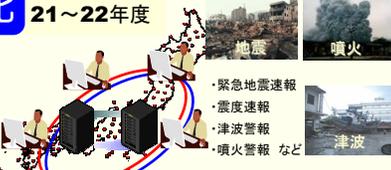
一定計画に基づく直轄による短期・集中的な施工



監視・情報提供体制の強化

21~22年度

- 次世代地震津波監視システムの整備
- 火山監視・情報センターシステムの機能強化



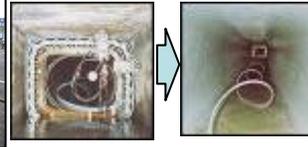
システムの二重化により首都被災時でも継続して迅速・的確な提供

公共交通インフラ等の耐震化の推進

- 下水道施設の耐震化等の推進
- 既存施設の耐震化(防災)とBCPの策定等(減災)を組み合わせる被害を最小化(下水道総合地震対策事業の創設)



新潟県中越地震における被害状況

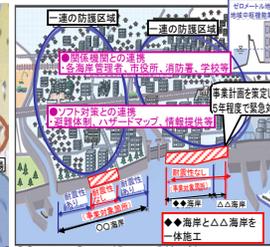


下水道管の耐震化

- 河川・海岸堤防等の耐震化の推進
- 堤防・護岸や水門等の補強による耐震対策を推進



河川・海岸堤防等の耐震化の推進



- 道路橋の耐震補強の推進

- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震対策の推進

<被災事例>

橋脚部が被災



橋脚部を補強



- 鉄道駅の耐震補強の推進

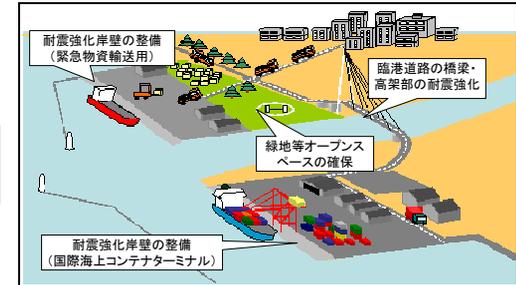
- 利用者が多い主要な鉄道駅において、耐震補強を緊急的に実施



耐震補強のイメージ

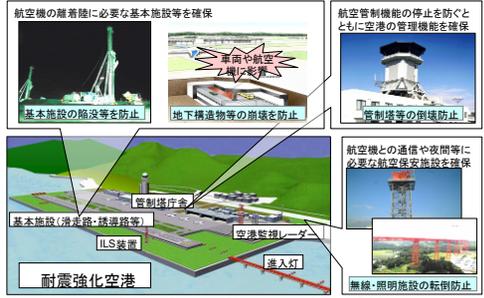
- 港湾施設の耐震強化の推進

- 耐震強化岸壁の整備等の推進



- 空港施設の耐震強化の推進

- 拠点空港等において、滑走路、管制塔等の耐震性の向上を推進



役割に応じた施設の耐震対策

住宅・建築物の安全性の確保のため、アスベスト対策及び耐震改修を一体的に進めるとともに、密集市街地の整備を促進する。また、住宅瑕疵担保履行法、改正建築士法の施行体制の整備を図る

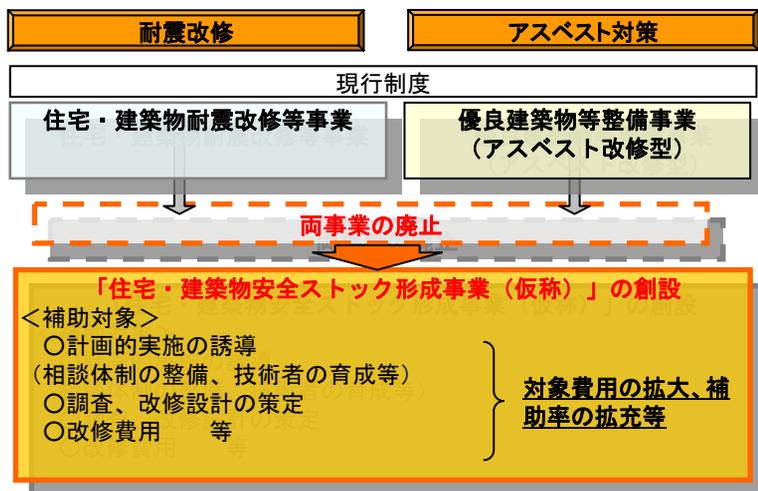
住宅・建築物の安全性の確保の推進

概算要求額62,169百万円

耐震改修及びアスベスト対策の一体的な取組の推進

●住宅・建築物安全ストック形成事業の創設

- ・ 既存の住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、それぞれ個別に実施してきた耐震改修及びアスベスト対策を一体的に支援する「住宅・建築物安全ストック形成事業」を創設。
- ・ 安全性に問題のある住宅・建築物の調査・設計・改修等を支援。



- 良質な住宅への投資を促進するための緊急措置の一部として住宅に係る耐震改修促進税制の延長等

密集市街地の整備

●住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の拡充

- ・ 共同建替え、高齢者等の合意形成の円滑化に係る支援措置の強化により、密集市街地の整備を促進

狭あい道路の整備

●安全な市街地形成のための狭あい道路の解消の促進

- ・ 狭あい道路の解消による安全な住宅市街地の形成に向け、狭あい道路の調査、測量、整備等に対する補助制度を創設

住宅瑕疵担保履行法、改正建築士法の執行体制の整備

●住宅瑕疵担保履行法の執行体制の充実(H21.10.1施行)

- ・ 住宅瑕疵担保責任法人における現場検査員の確保・育成に対する助成
- ・ 紛争処理体制の充実に対する助成

●改正建築士法に基づく新制度の執行体制の整備(H21.5.27施行)

- ・ 構造/設備設計者の技術能力の向上のための講習の実施
- ・ 相談体制の整備

建築材料等の品質確保のための体制整備

●市場における建築材料等の抽出検査の実施

人優先の歩行空間や自転車走行空間の確保

- ・歩行者や自動車から分離された自転車走行空間の整備など、自転車利用環境の整備を推進
- ・地域の実情に応じた多様な手法を活用し、無電柱化を推進

自転車利用環境の整備

低炭素社会の実現や、近年増加する自転車事故等に対応するため、自転車利用環境を整備

自転車通行環境整備モデル地区における自転車道等の整備を平成21年度末までに完了

- ・全国98地区指定(警察庁と共同、平成20年1月)
- ・自転車道、自転車レーン等を整備し、各種課題整理とその改善策の検討



亀戸地区(自転車道)



幡ヶ谷地区(自転車レーン)

ヨーロッパなどの自転車先進都市等を参考にしながら自転車専用道路ネットワークの整備を支援

- ・自転車道ネットワーク整備に取り組む意欲のある都市に対し、自転車重点都市(仮称)の指定に向けて計画策定支援等の実施
- ※パリでは、自転車専用道路を13年間で約400km整備



パリ(自転車レーン)

・展開(イメージ)

H20

全国の模範となる分離された自転車走行空間の線的な整備

H21

都市レベルでの面的な自転車道ネットワークの整備

H22

⋮

全国展開

無電柱化の推進

地方公共団体の財政状況や地域の道路事情を踏まえ、多様な手法を活用して無電柱化を推進

無電柱化により十分な幅員の確保された安全・安心な歩行空間を創出



【通行の支障となる箇所が無電柱化を推進】



【無電柱化により安全・安心な歩行空間を確保】

推進策

- ・安価で狭隘な箇所への適用が可能な軒下・裏配線の活用
- ・道路整備事業と合わせた先行整備によるコスト縮減



裏配線



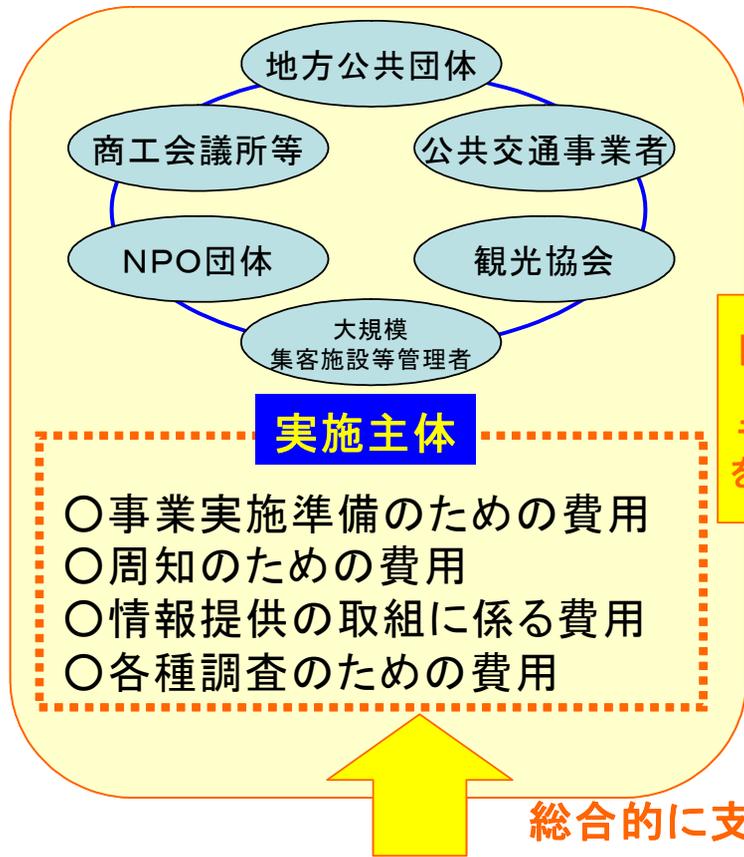
先行整備

無電柱化に関する次期計画策定(平成21年度～)

自律的移動支援の推進 ～モビリティサポートの推進～

地域の抱える様々な課題に対応するため、ユビキタス技術等を活用し、あらゆる歩行者の移動に関連する必要な情報をいつでも、どこでも手に入れることができる環境を街づくりの中に構築することを旨とした地域の先進的な取組のうち、全国的課題の解決に資するものなどについて、「モビリティサポートモデル事業」を創設し支援する

概算要求額 140百万円



総合的に支援

「モビリティサポートモデル事業」



成果を全国に水平展開

◇その他、モビリティサポートサービスの向上検討を実施

公共交通に係る事故被害者支援の充実

事故当事者以外の者が被害者支援を行う必要性、事故発生直後の被害者等への情報提供、被害者等への精神的支援等のあり方、事故当事者に十分な補償能力がない場合の対応等について検討を行う

概算要求額32百万円

施策の内容

現状・課題

鉄道事故・航空事故・船舶事故等が発生した場合、被害者等に対する支援・救済については、一義的には事故を起こした**公共交通事業者**により行われている。

ただし

大規模事故発生時の現場での対応や中小事業者が事故を起こした場合等、**事故当事者以外の者**が行う被害者支援も重要。

平成20年10月発足の**運輸安全委員会**は、**中立的な事故原因調査機関**であることが求められるため、被害者支援には一定の制約あり。

運輸安全委員会設置に係る設置法一部改正法案に対する**衆議院附帯決議**(平成20年4月15日)において、被害者等に対する支援について、「総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること」が決議されている。

事故当事者以外の者も含めた事故被害者支援の充実に向けて、その必要性やあり方について検討

検討課題

当事者以外の者が被害者支援を行う必要性・支援の範囲

事故発生直後の被害者等への情報提供

被害者等への精神的支援等のあり方

事故当事者に十分な補償能力等がない場合の対応

・海外事例の調査
・関係者からのヒアリング

全交通モードの運輸安全対策の強化

運輸安全マネジメント制度及び保安監査を充実強化し、より一層の安全性の向上を図るとともに、昨年の航空機の滑走路誤進入事案を踏まえ、航空管制業務等の安全性向上を図るなど、全交通モードにわたって安全対策を強化する

運輸安全マネジメント制度及び保安監査の充実強化

概算要求額284百万円

ひとたび事故が起これば国民生活に大きな影響を与えることから、運輸安全マネジメント制度及び保安監査の充実強化をすすめ、事業者の安全管理体制を継続的に改善する。

運輸安全マネジメント評価

経営トップ等への面談調査等により、安全管理体制の構築状況を評価・助言

社長等 経営管理部門

- ・ 経営トップ以下一丸となった安全管理体制の構築の推進、その構築状況を評価
- ・ 褒めるところは褒め（評価）、アドバイスするところはアドバイス（助言）する

PDCAサイクルにより、継続的に安全性を向上（スパイラルアップ）

現業実施部門

- ・ 基準を満たさず適法に運行がなされていない場合、違反の程度に応じペナルティー

保安監査

技術基準等への適合性等を含む輸送の安全の取組みをチェック

両制度を「車の両輪」として国がチェック

運輸事業における最大のサービスである「安全」をより確実に担保

航空管制業務等の安全性向上

例) 滑走路誤進入対策整備

概算要求額4,988百万円

【従来の空港面探知レーダー】



- ▼ビル陰などレーダーの届かないエリアが存在
- ▼降雨により監視性能が劣化
- ▼航空機の識別用タグを管制官が手動で行う必要

【マルチラレーション技術の利用】



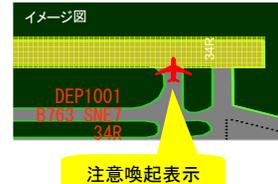
- 特長
- ・ 航空機からの信号を受信し、航空機の正確な位置を特定可能
 - ・ 航空機の自動タグ付けを可能とし、降雨の影響を受けない

航空機位置情報の活用

管制官への視覚的支援

【滑走路占有監視支援機能】

着陸機接近中に、出発機または横断機が滑走路に侵入した場合に、管制官へ注意喚起



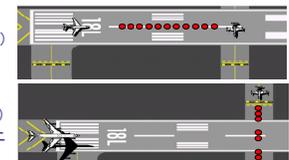
パイロットへの視覚的支援

【滑走路状態表示灯】

滑走路の占有状態を灯火点灯によりパイロットへ伝達

THL(離陸待機灯)
誤出発の防止

REL(滑走路入口灯)
滑走路誤進入の防止



予防保全的管理への転換に向けた戦略的維持管理の推進

早期に損傷を発見し、早期に補修・補強を行う等、予防保全の観点から戦略的に維持管理・更新を実施し、災害や事故等から国民の生命財産を守り安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を図ることによりライフサイクルコストを低減

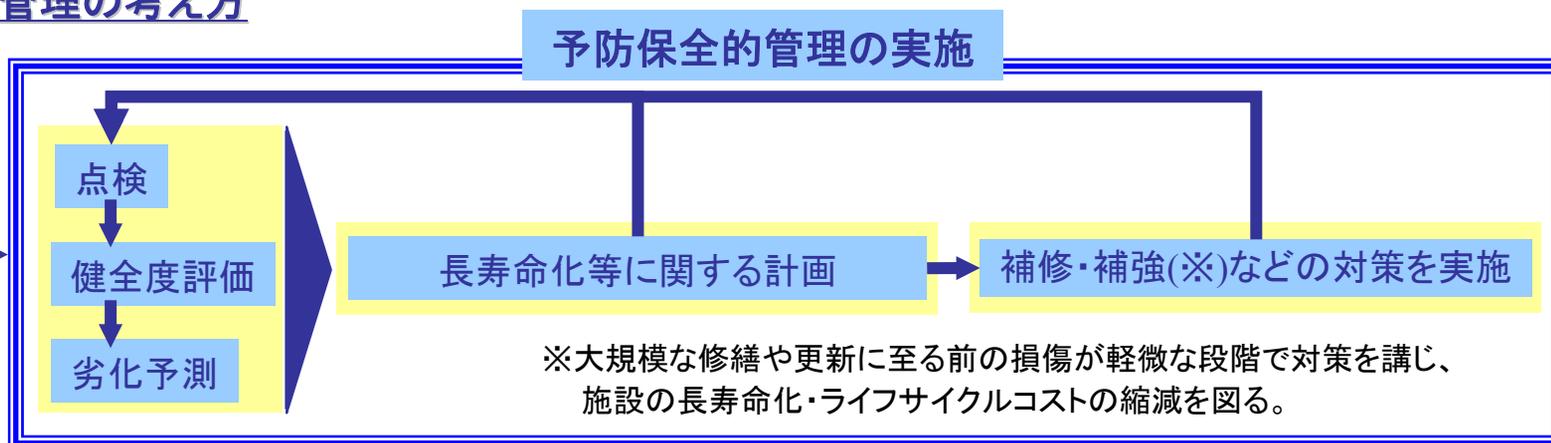
概算要求額4,632億円

政策の内容

○戦略的維持管理の考え方

基本的考え方とりまとめ

対象施設の検討



点検工法、劣化予測手法等の技術開発

技術基準の見直し

専門技術者の養成

点検、修繕データベースの構築

今後の主な取組み

社会資本の長寿命化計画の策定に対する補助制度の創設・拡充

- ・長寿命化計画の策定に必要な補助制度を創設（河川管理施設）
- ・更新費用の縮減に向けた補助事業の一元的な管理の実施（河川管理施設）
- ・長寿命化計画の策定に対する補助の拡充により地方公共団体等を支援（道路橋・港湾施設）

マンションの適切な管理・再生の推進

良質な分譲マンションストック形成を促進するため、マンションの維持管理、修繕、建替え等について、マンション再生計画や長寿命化計画の策定などソフト面やハード面のあり方を見直す管理組合等を対象にモデル的に支援するとともに、地域レベルの相談体制の整備等を推進するマンション等安心居住推進事業を創設する。また、マンション再生促進のための補助制度の拡充（優良建築物等整備事業において、マンションのバリアフリー化・耐震化等を支援）やマンション再生指針の整備等を行う

概算要求額21,964百万円の内数

施策の内容

適切な維持管理等

<マンション等安心居住推進事業の創設等>



今後の管理方法を見直したい
修繕計画が不十分なので見直したい
マンションの長寿命化を図りたい
改修や建替えをしたいが事業者が見つからない

ソフト面やハード面でネックとなっている課題の解決が必要

全国で約80件実施

解決策の検討を行う管理組合等をモデル的に支援
(マンション再生計画、長寿命化計画の策定等)

得られたノウハウを全国的に活用

地域レベルの相談体制の整備
人材育成研修等の実施

建替えに準じたマンション再生の指針作成等

再生の推進

<マンション再生のための支援制度の拡充>



既存マンションにおける課題

- ・階段室型住宅棟
- ・耐震性の不足 等

現在の居住ニーズにあったマンションに再生

以下の対策を実施

- ・バリアフリー化（EV設置、段差の解消等）
- ・省エネ化
- ・耐震改修

ふくそう海域での海難事故半減をめざす総合的安全対策の推進

交通政策審議会答申の「新交通ビジョン」を踏まえて、重要施策である①海事関係行政機関との連携強化、②海難分析及び対策立案機能の強化、③交通ルールなどの制度面の充実、④AISの整備等を踏まえた海上交通センターの機能強化、⑤航路標識の高機能化、多機能化、⑥AISビジュアル情報提供(ENSS)の構築等を進める

概算要求額6,204百万円

AISを活用した新たな安全対策の実現

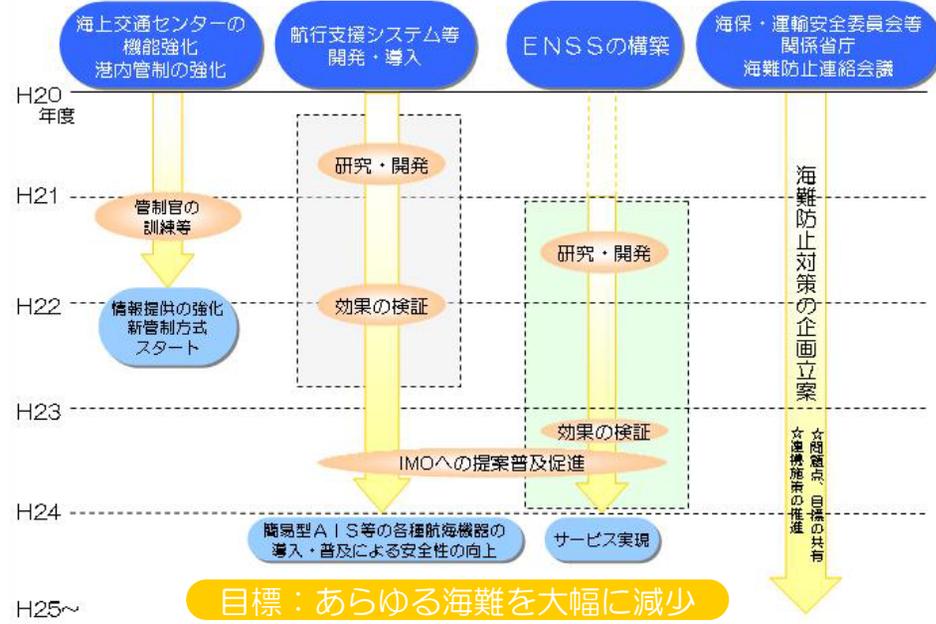
港内



ふくそう海域



次世代海上交通安全システムの構築等の連携施策



関係機関との連携

現場機関の知見を活かし、関係省庁海難防止連絡会議による連携融合策等を展開するなど、海事関係機関の連携を進める。

○漁船の安全対策の推進 海難防止対策 ライフジャケット着用推進



基本方針等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の着実な推進

乗降客数の少ない駅の段差解消等の移動等円滑化、地域のニーズに応じたバス・タクシー車両の開発・普及、充実したメニューによる歩行空間の移動等円滑化、建築物の移動等円滑化など基本方針等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化を推進

施策の内容

鉄道駅のバリアフリー化 (概算要求額:6,900百万円)

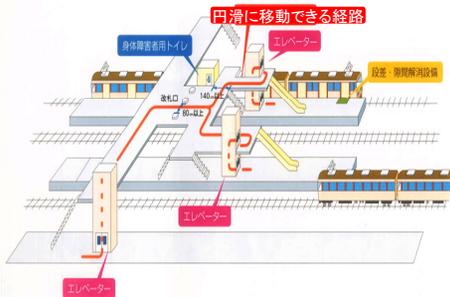
基本方針の着実な推進

○鉄道駅におけるエレベーター等の整備を着実に推進することにより、平成22年までに1日当たり乗降客数5千人以上の駅について原則全てをバリアフリー化。
○1日当たり乗降客数5千人未満の駅についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者・障害者等の利用の実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化。

<5千人以上の駅> <5千人未満の駅>

引き続き、原則100%の目標達成へ向けて、バリアフリー化整備の更なる加速化

交通、観光等の拠点的な駅で、地域の強い要望があり、地元の協力が得られる駅については、5千人以上の駅と同等に支援



地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発 (概算要求額:70百万円)

本格的な高齢化社会を迎え、高齢者・障害者等の円滑な移動手段としてバス・タクシーの重要性が高まっている中、低コストで、乗降及び立着席しやすいため、高齢者・障害者等に優しい車両の開発・普及が喫緊の課題となっている。
このため、地域のニーズに応じ、低コストのバリアフリー車両の実現を図るべく、利用者、交通事業者、自動車メーカー等と連携し、車両の開発及び新たな標準仕様の策定を行う。

国土交通省が中心となって、自動車メーカー、交通事業者等関係者が連携して実現に向け取り組むことが必要。

地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発

○地域・輸送形態に応じて、高齢者・障害者等のニーズを把握するとともに、車両開発に係る技術的課題やコストなども踏まえ、普及すべき高齢者・障害者等に優しい車両イメージを検討し、車両の試作・評価を通じて、標準仕様を策定する。

タクシー(一般・乗合) 小型バス 大型バス



○20年度

地域のニーズに応じたバリアフリー車両イメージの検討

○21年度

車両の試作・評価、標準仕様の策定

歩行空間のバリアフリー化

バリアフリー新法に基づき、駅、官公庁施設、病院、福祉施設等の周辺、及びこれらを相互に連絡する道路において、歩行空間のバリアフリー化を推進する。



エレベーターの設置された立体横断施設



休みながら歩ける施設の整備



歩道幅員の確保及び段差の解消

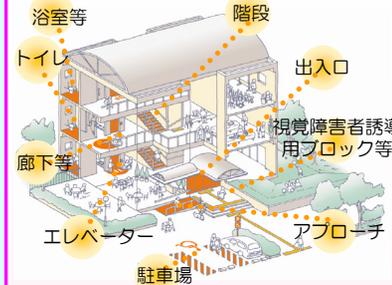
建築物のバリアフリー化

バリアフリー新法に基づき、病院、福祉施設等、不特定多数の者及び高齢者・障害者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化を推進する。



廊下等は車いすを使用する方や目の不自由な方も安心して楽に通れるように

浴室やシャワー室は車いすを使用する方も使いやすいように



駐車スペースは車いすを使用する方も楽に利用できるように



視覚障害者誘導用ブロック等で安全に

「ケア付き住宅」の整備促進等による高齢者の居住の安定確保

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、「5つの安心プラン」（平成20年7月29日関係閣僚懇発表）に掲げられている「ケア付き住宅」の整備促進等、住まいと福祉の連携のとれた住まいづくり・地域づくりを推進するため、必要な制度整備を行う

概算要求額268,600百万円の内数

高齢者の居住の安定確保のための制度整備

【法制度の検討】

住まいや生活支援サービス等を、高齢者に計画的かつ総合的に提供するための計画策定等に関する法制度の整備

【安心住空間創出プロジェクトの推進】

- ・入居者の移転・既設公営住宅の除却を行い、福祉施設の立地を促進（地域住宅交付金）

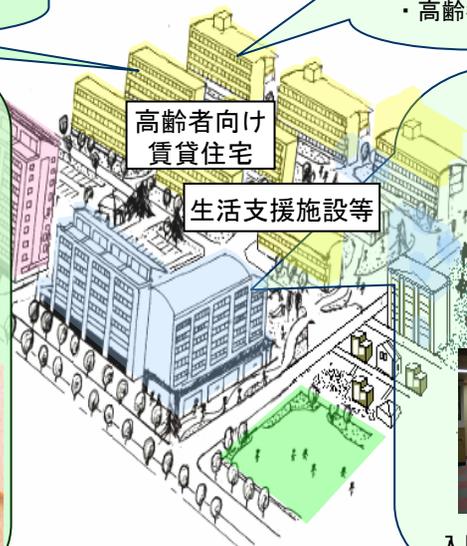
【高齢者向け賃貸住宅の供給促進】

- ・高齢者が安全に移動するための一定のバリアフリー性能を備えた賃貸住宅の整備を促進（地域住宅交付金）
- ・高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長・拡充等

【高齢者の居住の安定確保のためのモデル的な取組み支援】

- ・民間やNPO法人等によるモデル的な取組みを支援（創設）

例：中山間地域等における民家再生によるケア付き住宅の整備



【高齢者に対する生活支援サービス等の提供確保】

- ・高齢者の生活を支援する施設の整備を緊急に促進（創設）
- ・生活支援サービス等を提供するケア付き賃貸住宅の建設に係る税制特例（創設）

高齢者の生活を支援する施設の例



入居者がだんらん 高齢者の健康維持 入居者の生活を支援 するサービスを提供 するための施設

【高齢者の居住の安定確保を図るための計画的な取組み】

- ・地方公共団体による高齢者の居住の安定確保を図るための計画の作成支援（地域住宅交付金）
- ・高齢者の居住の安定確保に資する事業に対する提案事業枠の確保（地域住宅交付金）

【リバースモーゲージの推進】

- ・民間金融機関における住宅改良等資金に係るリバースモーゲージに対し住宅金融支援機構による住宅融資保険制度を適用

日本籍船・日本人船員の確保・育成の推進

安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本籍船の確保又は船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による「日本船舶・船員確保計画」の作成及び同計画に係る認定事業者に対する予算措置及び課税の特例等の支援措置等について実施する

施策の背景・目的

日本籍船・日本人船員の激減する外航海運

- 貿易量の99.7%を担う**外航海運**。

世界単一市場における国際競争が激化する中、**日本籍船・外航日本人船員が極端に減少**。

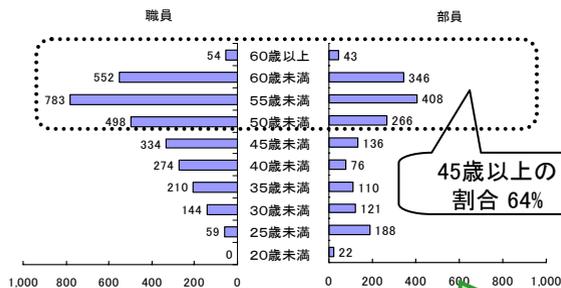
- 日本籍船: 1580隻(昭和47年)
→ **95隻**(平成18年)
- 外航日本人船員: 約5万7千人(昭和49年)
→ **約2,600人**(平成18年)

高齢化・人手不足の内航海運

○ 国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資の約8割を担う**内航海運**や年間1億人が利用する国内旅客船。

その人的基盤である**内航船員**は不可欠だが、**高齢化が著しく**(45歳以上が64%)、将来的に約2割程度の**船員不足が生じるおそれ**。

内航船員(貨物船)の年齢構成



海洋基本法の成立(H19)
20条(海上輸送の確保)

安定的な海上輸送の確保が国家的課題に

具体的施策

改正海上運送法の概要

日本船舶及び船員の確保に関する**基本方針**(国土交通大臣作成)

日本船舶及び船員の確保の意義及び目標 等

日本船舶・船員確保計画(船舶運航事業者等作成)

日本船舶の建造等の計画、船員の確保・訓練の計画 等

国土交通大臣の認定

安定的な国際海上輸送の確保を図るための措置

- ・ 課税の特例(トン数標準税制)の適用
- ・ 適切な計画遂行の担保措置(勤告、認定取消し等)
- ・ 日本船舶に対する譲渡等の届出
- ・ 航海命令の範囲の国際海上輸送への拡大

安定的な国内海上輸送の確保を図るための措置

- ・ 国による資金の確保(船員計画雇用促進等事業)
- ・ 船員職業安定法の特例(船員派遣事業のみなし許可等)
- ・ 適切な計画遂行の担保措置(勤告、認定取消し等)
- ・ 船員教育機関の協力

外航日本籍船を**5年間で2倍**、**外航日本人船員を10年間で1.5倍**に増加させることを目標とし、着実な実施を図る。

施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する。

平成21年度予算概算要求 概算要求額330百万円

〈基本的考え方〉

予算制度の軸足を従来型の**離職者対策**から、**次世代を担う船員の確保・育成に大転換**

船員確保・育成等総合対策事業
(国土交通大臣の認定による予算上の支援措置)

- ・ 船員の計画的雇用、外航日本人船員(海技者)の確保・育成等を推進
- ・ 特定の海事産業集積地域における人材確保連携事業等を実施

船員の雇用促進、労働環境整備

- ・ 船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業制度運営の監督・指導、安全衛生管理体制の構築及び船員災害防止対策等の推進

アジア地域船員教育機関教育システム改革支援事業(外国人船員対策)等
(世界的な外航船員の不足の拡大に対応すべく、アジア各国と連携し優秀な船員を育成)

- ・ 練習船教育の導入による乗船訓練機会の拡大、教官の育成支援及び我が国教官の派遣による人的ネットワークの構築等を図る
- ・ 海技資格を取得するために必要な乗船履歴付与等を目的とした開発途上国船員養成事業を実施

- ・ 船員の計画的な確保・育成による後継者不足の解消
- ・ 海上輸送の安全性・安定性の確保及び我が国外航海運の国際競争力確保

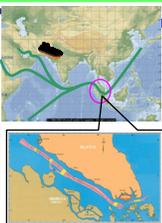
安全・安心な海上交通の実現

マラッカ・シンガポール海峡の航行安全対策を実施していくとともに、海上輸送安全性向上のための総合対策、検査・監査等の執行体制の強化を実施することにより、安定的な国際海上輸送の確保及び船舶の安全性向上を図る

マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策

マ・シ海峡の現状

- 我が国の輸入原油の8割以上が通航する極めて重要な海上輸送路
- マ・シ海峡の安全確保は、我が国の経済活動及び国民生活を維持する上で重要な課題



国際的な取組み

- 我が国はこれまで約40年にわたって、マ・シ海峡の航行安全対策に貢献してきた唯一の国
- 平成19年9月にIMOとマ・シ海峡沿岸国が主催した国際会議において、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を世界で初めて具体化した「協力メカニズム」を創設
- マ・シ海峡の第一の利用国である我が国は、培ってきた沿岸国との良好な関係と知見を活かし、今後も「協力メカニズム」の下でリーダーシップを発揮して貢献していくことが必要。

協力メカニズムの概要

- (1) 協力フォーラム
沿岸国と利用国間の協力促進のための協議の場
 - (2) プロジェクト調整委員会
沿岸国提案プロジェクトを支援する利用国等と沿岸国の実施調整の場
- 沿岸国提案プロジェクト※赤字は日本支援プロジェクト
- ① 分離通航帯内の沈船の除去
 - ② 有害危険物質対応の協力支援
 - ③ 小型船舶自動識別システムの協力支援
 - ④ 潮流等の観測システムの整備
 - ⑤ 既存の航行援助施設の維持更新
 - ⑥ 津波被害の航行援助施設の復旧整備
- (3) 航行援助施設基金
⑤の「航行援助施設の維持更新」に資金を提供する基金

具体的な施策

- ① 早急な整備が必要な航行援助施設に係る調査
- ② 小型船舶の動静把握に関する検討調査

概算要求額:92百万円

海上輸送の安全性向上のための総合対策

ハード面の対策

電子航海機器の一層の活用による事故防止

- ・新技術を活用した衝突回避のための協調型航行支援システムの開発
- ・ECDIS(電子海図表示システム)、居眠り防止装置等の新たな航海支援機器導入による海難リスク低減
- ・人的要因の評価・定量化によるヒューマンエラーを抑制する機器設計指針の作成

操船リスクシミュレータを用いて機能・効果を分析・評価



ソフト面の対策

海難原因となるヒューマンエラーの防止

- ・認知・意思決定・行動・機器作動に至るまでのプロセス(時間・技能・経験等の暗黙知)の定量化によるヒューマンエラー発生要因を視覚化したDVD教材の作成
- ・映像を用いた疑似体験・共有化等による事故の防止

概算要求額:79百万円

検査・監査等執行体制の強化

船舶検査等

- 船舶検査官等が効果的な検査を実施するための研修制度の充実、品質認証の推進
- 船舶検査実施体制の整備
- 船級登録日本籍船への立入強化及び船級協会海外事務所への監査の実施

運航労務監査

- 運航労務監理官の監査の効率的・効果的な実施のための研修制度の強化
- 運航労務監査実施体制の整備



○OAFS条約への対応(船体塗料検査)等 PSCの強化

○海事分野における運輸安全マネジメント評価の実施

運輸安全マネジメント

PSC(ポートステートコントロール)

概算要求額:602百万円

巡視船艇等の緊急整備や複数クルー制の拡充（空き巡視艇ゼロ）等海上保安体制の充実強化

・「海洋基本計画」及び「経済財政改革の基本方針2008」を踏まえて、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機等の緊急かつ計画的な代替整備、「空き巡視艇ゼロ」を目指した複数クルー制の拡充等を進めることにより治安の維持、安全の確保等を図り、安全・安心な海を実現する
 ・原油高騰の下、しょう戒及び救助等に必要巡視船艇・航空機の運航に必要な経費を確保する

概算要求額72,626百万円 定員170名

施策の内容

巡視船艇・航空機等の緊急整備 複数クルー制拡充

現状の課題

老朽・旧式化した船艇等による業務支障
海難初動対応の遅れ

- 巡視船艇の高速化、操縦性能向上等の高性能化
- 航空機の航続性能・捜索監視能力向上等の高性能化
- 情報通信システムの整備

⇒巡視船艇・航空機等の緊急整備

新たな課題

領海外国船舶航行法の適正な執行
海洋権益の保全
沿岸水域の監視警戒体制の構築

- 緊急出動体制の整備（初動遅延の解消）
 - 容疑船の継続的動静監視
 - 外国船舶への立入検査、密漁の取締り等の強化
- ⇒複数クルー制拡充（空き巡視艇ゼロ作戦）

海上保安体制の充実強化による安全・安心の確保

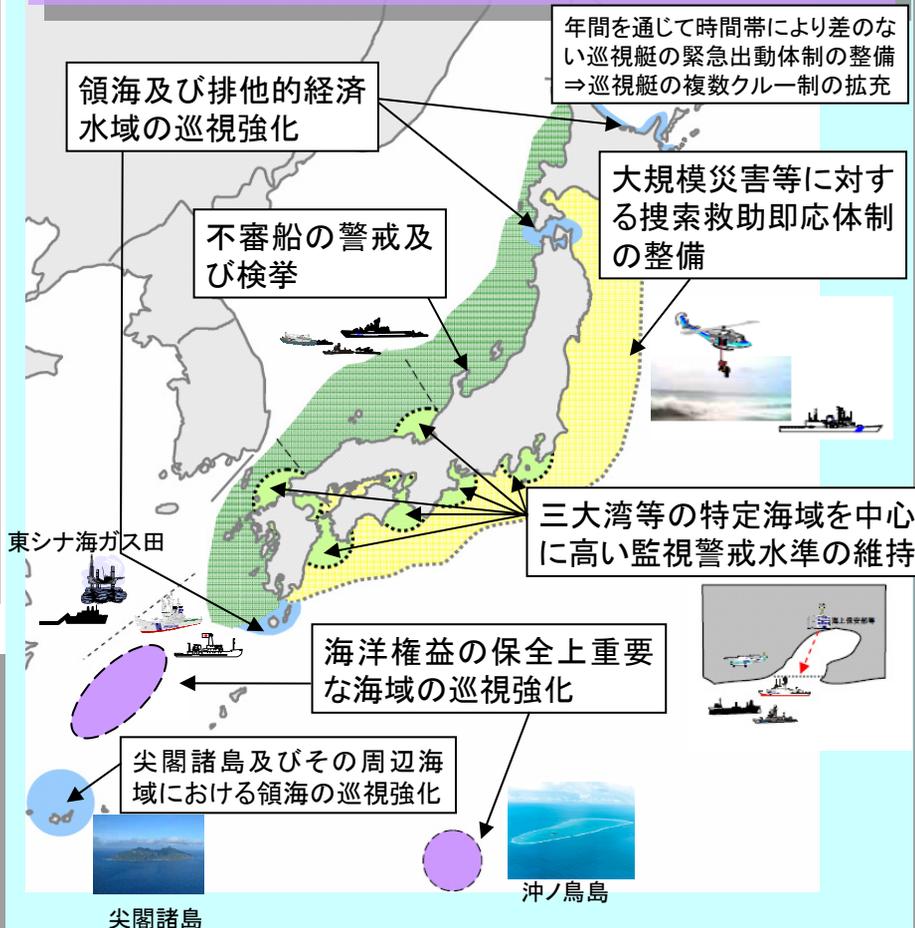
原油価格高騰への対応

燃料高騰

- 燃料不足により海難救助、事件・事故対応に支障が生じてはならない

巡視船艇・航空機の運航に必要な経費の確保

新たな業務課題に的確に対応できる業務執行体制の確保



海洋・沿岸域環境の保全に向けた取組の強化

陸上起因・船舶起因汚染のほか、海洋投棄、漁業、海洋空間の開発・利用、海底資源探査・開発などの様々な活動の影響を受ける海洋・沿岸域環境の保護、保全、再生に向けた取組の強化を図る

施策の内容

漂流・漂着ゴミ対策の推進

○災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業を活用し、海岸に漂着したゴミや流木等の処理を推進。

○漂着ゴミの種類、量、対応方法等は海岸ごとに異なり、画一的な手法での解決は困難なため、海岸特性等に応じた対応方法を検討。



○環境整備船による効率的な漂流ゴミ回収のため、海洋短波レーダーによる漂流物(ゴミ)を予測する技術開発を推進。

漂流ゴミ回収船(海輝)

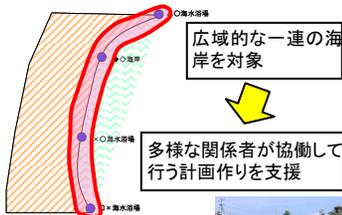


(概算要求額)

河川等災害関連事業費 117億円の内数
港湾整備事業費 2,623億円の内数

海岸利用の活性化による魅力ある地域づくりの支援

○広域的な一連の海岸を対象として、多様な関係者等が協働して行う海岸利用活性化計画の策定と、この計画に基づいた海岸保全施設や利便施設の整備を支援。



海岸保全施設や利便施設の整備を補助



トイレ、更衣室等

(概算要求額)

海岸事業費 548億円の内数

閉鎖性海域の水質改善

○人口の集中した地区における下水道の普及促進に係る制度を創設し、水質改善を一層推進。

○富栄養化対策として下水道における高度処理の導入を段階的に推進。

○干潟・藻場等の再生を推進。



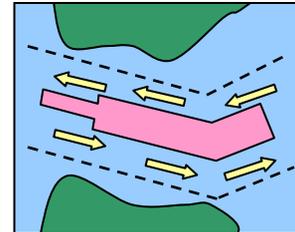
東京湾での赤潮・青潮の発生
(出典:東京湾再生推進会議HP)

(概算要求額)

下水道事業費 7,579億円の内数
港湾整備事業費 2,623億円の内数

海洋汚染防止対策の充実強化

○船舶からの油等による海洋汚染防止のため、特別敏感海域(PSSA)の設定、船舶の航行規制制度の導入を検討。



船舶航行規制制度のイメージ
(分離通航帯の設定)

○船舶起因の大気汚染防止のため、排出規制水域(ECA)の設定を検討。

(概算要求額)

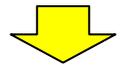
12百万円

海洋環境イニシアティブの推進

○新造船のCO2排出量を30%削減する革新的省エネルギー技術を開発。

○船舶の燃費指標(海の10モード)を世界に先駆け開発し、国際標準化を推進する等我が国の開発した省エネ技術を普及促進。

○産学官連携強化による人材の確保・育成。



我が国の経済成長を実現しつつ、船舶からのCO2排出量の削減等を推進。

(概算要求額)

1,824百万円

我が国領海及びEEZの的確な海洋管理等の推進

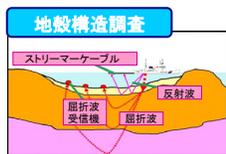
我が国の領海及び広大なEEZを維持・管理していくため、海洋基本計画(平成20年3月20日閣議決定)に基づき、我が国周辺海域における海洋調査の推進、我が国における海洋に関する情報の一元的管理・提供、本土から離れた離島の保全・管理・利活用等を行う

施策の内容

領海及びEEZにおける海洋調査の推進

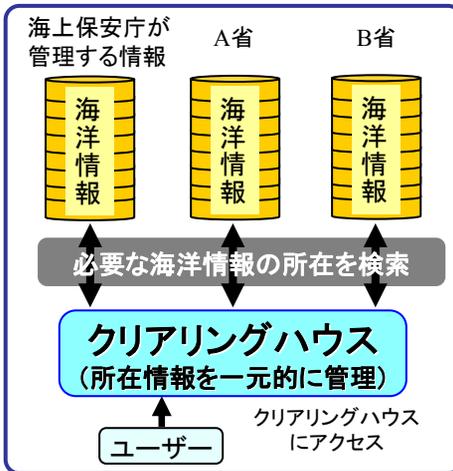
調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造等の海洋調査を実施し、海洋権益の保全、船舶交通の安全及び海洋開発等の基礎資料として利用。(1,199百万円)

我が国の領海及び排他的経済水域



海洋に関する情報の一元的管理の推進

内閣官房の総合調整の下、関係機関の協力を得て、海洋情報の所在を一元的に管理するクリアリングハウスを海上保安庁に構築。(40百万円)



関係機関が保有する海洋情報の利用を促進

本土から離れた離島の保全・管理・利活用の推進

海洋管理のための離島施策の新たな展開

広大な海域を管理する上で重要な役割を担う国境離島について保全・管理・利活用に関するあり方を検討し、国土交通行政に適切に反映。(9百万円)

離島生活モニター調査

国境周辺外海離島の保全施策のあり方を含めて検討するため、離島における家計や生活必需品の価格動向調査、住民生活への影響分析等を実施。(21百万円)

奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の延長

H20年度末に期限を迎える両法を延長し、両地域における振興開発を継続。

離島における活動拠点の整備(調査)

海洋資源の開発・利用、海洋調査等に関する活動や、これらの活動を支援する各種の施設の維持管理等の活動が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、離島に、輸送や補給、荒天時の待避等が可能な活動拠点の整備を推進。(115百万円)



大型の係留施設のない離島における資機材・燃料等の陸揚げの様子

離島航路補助制度の改革

国境離島など有人離島への航路維持の支援。航路改善協議会の設置、公設民営化、補助対象要件の見直し等の改革。(5,600百万円)